

第4期（平成26～27年度）第4回日進市自治推進委員会 議事録

日 時	平成27年6月19日（金） 午前10時から
場 所	日進市役所南庁舎2階第5会議室
出 席 者	昇秀樹（会長）、伊藤三郎（副会長）、杉山知子、林かぐみ、高平和彦、鈴木知代子、出原伸平、上田信子
欠 席 者	鈴木久雄
事 務 局	小林正信（企画部長）、石川達也（企画政策課長）、川合陸仁（企画政策課課長補佐）、横井健（企画政策課企画経営係長）、秋山純一（企画政策課企画経営係主事）
説明の為に出席した者（説明順）	西尾茂（危機管理課長）、石川雅之（市民協働課長）、杉田武史（市民協働課主幹）、鈴木崇正（市民協働課課長補佐）
傍聴の可否	可
傍聴の有無	あり（2名）
次 第	1 開会 2 市長あいさつ 3 諮問 日進市自治基本条例に規定する委任条例について 4 議題 (1) 日進市自治基本条例に規定する委任条例について 日進市自治推進委員会条例 (2) 日進市の防災体制について (3) 平成26年度市民参加手続の実施状況及び平成27年度市民参加手続の実施予定について 5 その他 日進市制20周年記念事業の実績報告について 6 今後の予定 7 閉会
配 付 資 料	資料1：日進市自治推進委員会条例 資料2：日進市自治推進委員会規則 資料3：日進市自治推進委員会について 資料4：第5次日進市総合計画における危機管理等の位置付け 資料4-1：日進市の防災・危機管理体制について 資料5：日進市自治基本条例と他市条例の比較表 資料6：他市の自治基本条例における危機管理等に関する条文 資料7：平成26年度市民参加手続の実施状況 資料8：平成27年度市民参加手続の実施予定 日進市制20周年記念事業実施報告書

発 言 者	内 容
事 務 局	(開会)
市 長	(あいさつ)
市 長	(諮問)
事 務 局	市長は他に公務がありますので、退席させていただきます。
市 長	(退席)
事 務 局	それでは、ここからの進行を会長にお願いします。
会 長	委員会への傍聴の申出が2名ありますが、許可してもよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会 長	事務局、傍聴を許可しますので、傍聴者を入室させてください。
	(傍聴者入室)
会 長	それでは、議題(1)「日進市自治基本条例に規定する委任条例について」、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(資料1から資料3に沿って説明)
会 長	今の事務局の説明に関して質問等がありますか。
	(質問等なし)
会 長	それでは、議題(2)「日進市の防災体制について」に移ります。本委員会では、日進市自治基本条例の検証を行うことが役目であり、前回の答申(平成24年10月31日付答申)の中で挙げた課題の一つに、危機管理条例の追加の検討があります。このような経緯から「日進市の防災体制」を今回の議題としました。それでは、事務局及び危機管理課から説明をお願いします。
事 務 局	(資料4から資料6に沿って説明)
危 機 管 理 課	(資料4-1に沿って説明)
会 長	今の事務局及び危機管理課の説明に関して質問等がありますか。
委 員	資料4の5ページに平成22年度時点の市内消防団の数の記載があるが、最新の数に更新したほうがよいと思います。
事 務 局	資料4については、第5次日進市総合計画の内容を抜粋しており、計画策定当時の市内消防団の数が記載されているためこのままとさせていただきます。
会 長	任務期間や役職にもよるとは思いますが、消防団員に対する退職金や報酬はいくらぐらいになりますか。
危 機 管 理 課	一番下の階級である団員で5年以上在籍した場合、退職金は数十万円となります。報酬については見直しを行い、現在は団員で年間36,500円になります。
会 長	消防団員への退職金や報酬は市の財源から支払うのでしょうか。
危 機 管 理 課	報酬については一般財源から支払われ、退職金については公務災害補償等共済基金から支払われます。
会 長	資料4-1の4ページの「生活物資・食糧等提供支援」として民間会社と協定を結んでいますが、具体的にはどのような協定でしょうか。災害時に、締結した民間会社から食糧等を無償で提供していただけるのでしょうか。
危 機 管 理 課	災害時に、市から各民間会社へ食糧等の要請をし、提供していただきます。その

発 言 者	内 容
	後、災害の状況が安定した頃、災害発生時の物価に基づき精算することになります。
委 員	各行政区で、災害時用の備品を用意しているが、各行政区で備蓄量は異なってきますか。
危機管理課	拠点となる避難所等として小学校や地域の公民館を指定しています。避難した人が、およそ3日間は生活できる分を用意するため、それぞれの避難所等の規模に応じて備蓄量が異なります。また、食糧については、保存年限があるので、適宜交換しています。
会 長	防災計画では、各個人が3日分の食糧等を用意しておくことになっているが、各避難所で用意する食糧等と重複していることはないのでしょうか。
危機管理課	各個人、避難所それぞれで3日分程度の食糧等を用意するため、重複はしていません。
委 員	日進市内にある各大学は地域連携を推進しているので、日進市と各大学で災害時の連携の可能性を検討してみてもいいでしょうか。
会 長	私も大学との協定を検討していくのはよいことだと思います。
委 員	ただ、先ほど話に出た3日間の食糧等を用意する必要があるとなると、大学への負担となるので、大学側が慎重になる可能性があります。一方で、東日本大震災の時に、東京にある大学は帰宅困難者を対象に、一時的に大学を開放していた例もあるので、このような事例を参考にするといいかと思います。
危機管理課	防災に特化したものではありませんが、日進市内の各大学と包括的な協定を結んでおり、防災に関する記載のある協定もあります。
会 長	大学の面積は広く、建物の数も多いです。また、大学によっては防災を専門としている教員等もいます。大学を地域資源ととらえて、包括協定から一歩抜け出し、防災に関する単独の協定を結ぶ事等を検討してみるのもいいかと思います。 また、防災分野は、「自助、共助、公助」の考え方を体現している分野ですので、日進市自治基本条例の中の条項に加える事を本格的に検討することは大切だと思います。市民の関心度の高い危機管理条項を加えることを突破口として、日進市自治基本条例の周知を行うことで、結果として認知度の向上につながるかもしれません。これらの事は、今後の課題として扱っていきたいと思います
委 員	以前、各家庭に配られた徒歩帰宅支援マップは、日進市が独自で作成したものでしょうか。
危機管理課	元々は、日進市を含む名古屋市近隣市町村在住の人で名古屋市へ通勤通学した人が災害にあった場合、徒歩で各自宅まで帰ることを支援する目的として愛知県が作成したマップを日進市版として編集したものになります。
委 員	資料4-1の1ページに災害対策基本法の改正に伴う修正項目として「避難場所、避難所の分類等の見直し」とあるが、避難場所や避難所は小学校など一義的に決まってくる場所なのではないでしょうか。
危機管理課	法律の改正にもとづき、宿泊ができる「避難所」と避難できる場所としての「避

発 言 者	内 容
	難場所」を分類することになりました。日進市では、小中学校の校舎や体育館を拠点避難所と指定しました。
委 員	その他の公民館等は避難所には該当しないのでしょうか。
危 機 管 理 課	公民館や集会所は避難場所に該当します。第4期第2回自治推進委員会でお配りした防災マップに記載していますが、集会所や公民館は緊急避難場所として指定しています。
委 員	先ほど話に出ました避難所等への食糧等は小中学校にも用意されているのでしょうか。また、用意されている場合、主な食糧はどんなのでしょうか。
危 機 管 理 課	小中学校にも食糧等を用意しています。種類は、非常食、炊き出し用の材料及び水等になります。
委 員	自主防災会では防災倉庫を設置し、食糧等を保管しています。この食糧等は市が提供したのでしょうか。
危 機 管 理 課	自主防災会の食糧等は各自用意していただいております。
委 員	資料4-1の2ページに防災推進委員とあるが、自主防災会との関わりはありますか。
危 機 管 理 課	自主防災会のメンバーが防災推進委員である場合はあるが、現状、決まった関わりはありません。
委 員	私が住む地区にも自主防災会があり、年に1回は会合が開かれるので、このような時に、防災推進委員が参加する等の関わりを持つとよいかもかもしれません。
会 長	防災推進委員は20名いるようなので、強制はできないと思いますが、地区担当のような制度を作るといいかもしれません。
委 員	今回の議題ではないかもしれませんが、資料5や資料6に記載のある他市の自治基本条例の条項について、調べていく中で日進市自治基本条例が掲げる理念と、危機管理条項が相反する可能性があると感じましたでしょうか。例えば、資料6の中で、ある自治体の条文中に「市民及び行政は、災害等の緊急時に共助が円滑に行われるよう、互いに必要最小限の個人情報を提供できる環境を醸成するよう努めます。」とあるが、個人情報保護の観点と相反するような印象を持ちます。また、日進市自治基本条例に危機管理条項を加える場合、防災担当の視点から、考慮すべきことがあればお答えください。
会 長	それでは、事務局と危機管理課それぞれ回答してください。
事 務 局	東日本大震災以降、最近施行された他自治体の自治基本条例の傾向として、危機管理条項を含めている場合が多いと感じました。また、条例への記載の有無とは別に、危機管理に対する取組みは、市と市民双方で実施していくことは当然必要になってきます。このため、危機管理条項を条例に追加するかは、今後時間をかけて検討していきたいと考えています。また、追加することになった場合、条文の内容についても検討していきたいです。例えば、市に対しては危機管理に対する取組みは義務でいいと思いますが、市民に対しては、義務とすべきか努力規定とすべきか等の検討が必要になってくると考えます。ある自治体では、「市民は、

発 言 者	内 容
	災害等の緊急時には、まず自助及び共助ができるように、日頃から地域内の連携を図るものとする。」と義務的に近い表現の条文になっています。
会 長	日進市の場合は、日進市自治基本条例第7条に環境権として「市民は、良好な環境の中で生きる権利を持ちます。」というように特別に環境に関する内容を規定しています。制定当時の社会状況が、環境を意識することは大切だという風潮があったため条例に盛り込んだ経緯があります。反対に、当時は東日本大震災等の大災害がなかったため、危機管理を条項に盛り込みませんでした。現在は日本全体で地震や火山噴火などの自然環境の変化がありますので、このような社会状況を踏まえた上で、危機管理条例の追加について検討していければいいかと思います。 では、次に危機管理課から、危機管理条例を追加することになった場合、考慮すべきことがあれば説明をお願いします。
危 機 管 理 課	実際に災害等が発生した場合、自治体ができることには限りがあり、自助と共助が大切になってくるので、このことを意識した内容を記載した方がよいと考えます。ただし、条文に載せるだけでよしとせず、積極的に防災に関する広報を行っていくべきだと考えます。
会 長	本日議論することではないですが、先ほど他自治体の例として挙げられた、「必要最小限の個人情報を提供できるよう」という条項ですが、例えば町内会等で災害者台帳を作成した時に、台帳作成した人の情報は把握できるが、台帳作成を断った人の個人情報がわからない場合等に、必要最小限の個人情報を提供することを想定していると思います。このような事を把握した上で、危機管理条例について検討していきたいと思います。また、災害時の個人情報の提供に関して、法律が改正される可能性がありますので、このことも意識していただきたいです。
会 長	それでは、議題（3）「平成26年度市民参加手続の実施状況及び平成27年度市民参加手続の実施予定について」、市民協働課から説明をお願いします。
市 民 協 働 課	（資料7、8に沿って説明）
会 長	今回報告いただいた内容は、日進市市民参加及び市民自治活動条例第9条に基づくものになります。それでは、今の市民協働課の説明に関して質問等がありますか。
	（質問等なし）
会 長	まだ、始まったばかりなので、今はとにかく実績を増やしていくことが大切だと思います。将来的には、市民参加の方法が今のままでよいのかを検討していきたいと思います。
会 長	次に、その他「日進市制20周年記念事業の実績報告について」、事務局から報告をお願いします。
事 務 局	（日進市制20周年記念事業実施報告書に沿って報告）
会 長	今の事務局の報告について質問等ありますか。
	（質問等なし）

発 言 者	内 容
会 長	今後の予定について事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(説明)
会 長	本日の委員会はこれにて閉会いたします。
	(閉会 1 1 時 4 0 分)